

予約不要
ご利用は無料

双葉町の皆さんへ

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
双葉町と連携して 税の申告相談会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家とその場で話をして 申立てをすることができます

例えば このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を
しながら避難した



長年 双葉町に居住し
地域との結びつきが強い



避難によって
家族が離れ離れに



避難により
健康状態が悪化した



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなったり



生じた営業損害に対し
直接請求による
賠償では不十分

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

*裏面の和解事例「公表番号2083」をご参照下さい

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

2026年(令和8年)

日	月	火	水	木	金	土
2月	8	9	10 双葉町役場 郡山支所	11	12 双葉町役場 郡山支所	13
3月	1	2	3 双葉町役場 いわき支所	4 双葉町役場 いわき支所	5 双葉町役場 いわき支所	6

会場

双葉町役場郡山支所

双葉町役場いわき支所

(郡山市朝日1丁目20-2)

(いわき市東田町二丁目19-4)

ADR受付時間

9:00~14:30

9:00~14:30

双葉町以外の方でもご利用できます。税の申告相談をされない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)



0120-377-155 (平日10:00~17:00)



・ADR手続の流れ
・センターの
事務所・支所等

第五次追補の追加賠償の増額など、参考になる和解事例です

直接請求での賠償額を計算し直して追加賠償された事例 公表番号1545

- 申立人:双葉町においてクリーニング業を営んでいた方
- ポイント及び和解内容:



営業損害(逸失利益)について、**本賠償手続による賠償状況を見直した結果**、平成23年12月分以降の営業損害(逸失利益)に係る本賠償請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年3月から同年11月までの営業損害(逸失利益)に係る本賠償請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、**平成23年3月分から同年11月分までの営業損害(逸失利益)**が追加賠償された。

受託業務について営業損害の賠償が認められた事例 公表番号1766

- 申立人:双葉町において自ら農地を所有し又は賃借して米作(以下「自営・小作」という。)を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部(以下「受託業務」という。)を行っていた方
- ポイント及び和解内容:



申立人について、避難により農作業を行えなくなったことは受託業務においても自営・小作と同様であるとして、直接請求手続において自営・小作について既に賠償を受けていた平成30年4月分から令和元年12月分までの期間について、**受託業務に係る営業損害(逸失利益)**として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した金額が賠償された。

生活基盤喪失慰謝料の賠償・増額、過酷避難慰謝料の増額が認められた事例 公表番号2083

- 申立人:双葉町内の自宅に居住していたが、平成19年から、身体障害等級1級の状態で**居住制限区域(富岡町)内の病院に入院**していた原発事故当時80歳代の方(被相続人)
- ポイント及び和解内容:

- ① 被相続人が、**原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡した**などの事情を踏まえ、**過酷避難慰謝料60万円**(中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円を増額。)
- ② 被相続人が、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、**自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円(中間指針第五次追補の定める目安額)**と、同慰謝料の増額分50万円等の賠償が認められた。

過酷避難状況とは

生活基盤の喪失とは

着の身着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。

長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたとの同様な状況が生じたことをいいます。



平日昼間には時間が取れない方は **平日夜間・土曜窓口** をご利用ください

令和8年3月までの開設日
2月7日(土)13時~17時
3月4日(水)16時~20時



詳細は
こちらから

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制



電話

避難先や ご自宅からも利用できます



電話



完全予約制
(先着順)

オンライン
(Zoom会議)